

都市計画法の用途地域の定めがない地域の類型当てはめ方針の検討について

1 根拠法令等

- ・環境基本法 第 16 条（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 条）
- ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 条）
- ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準（平成 13 年 1 月 5 日環大企第 2 号）

2 都市計画法の用途地域における類型指定方針

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準（平成 13 年 1 月 5 日環大企第 2 号）に基づく。

都市計画法に基づく用途地域に対応した類型を自動的に当てはめる。

あてはめ地域の区分		地域類型	基準値
都市計画法に基づく用途地域	第一種低層住居専用地域	I	70dB 以下
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
田園住居地域			
用途地域以外	上記に相当する地域		
都市計画法に基づく用途地域	近隣商業地域	II	75dB 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
用途地域以外	類型 I 指定地域以外の区域で住居がある地域		
用途地域	工業専用地域	指定 しない	
用途地域以外	河川区域、山林、原野、農用地等の住居がない地域		

3 都市計画法の用途地域以外の地域に係る類型指定方針

都市計画法に基づく用途地域以外の地域において地域類型を指定するにあたり、どのような地域単位でリニア中央新幹線沿線の地域・土地利用状況を把握するのが適切かを検討している。

(1) 当県リニア通過地域の特徴

- ・都市計画法に基づく用途地域以外の地域が大部分を占める。
- ・騒音規制法の指定地域以外の地域が大部分を占める。
⇒岐阜県、山梨県のように騒音規制法の指定地域による区分を採用することは困難。
- ・明確な集落を形成せず、住居が一定数点在する地域が見られる。

(2) 都市計画法に基づく用途地域以外の類型指定に用いる地域単位の検討

①区間全域（用途地域、指定する必要のない地域を除く）を一律同じ類型に設定する

【特徴】・類型の見直しが容易である。

- ・単位面積が大きく、土地利用状況が近い地域間での不均衡は生じにくい。

②住所表記（郵便番号区分）

【特徴】・飯田市、喬木村、豊丘村で共通する単位の一つであり、正式な行政区分が基になっている。

- ・単位面積が比較的大きく、土地利用状況が近い地域間での不均衡は生じにくい。

③自治会区（飯田市においては地区）

【特徴】・飯田市、喬木村、豊丘村で共通する単位の一つ（正式な行政区分ではない）。

- ・飯田市は喬木村、豊丘村と比べて単位面積が小さい。
- ・隣り合っている集落間で類型が変わる可能性がある。

④主要道路・主要河川

【特徴】・主要道路、主要河川の明確な定義づけが必要。

- ・行政区分と必ずしも対応していない。
- ・近接する住居間で類型が変わる可能性がある。
- ・集落を分断する可能性がある。

【参考】

	飯田市												喬木村		豊丘村		
①区間全域	全域一律																
②住所表記	上郷黒田		上郷飯沼		座光寺								阿島		神稲		
③自治会区	下黒田東	北條	丹保	唐沢	宮の前	共和	中羽場	下羽場	欠野	恒川	清水	中河原	河原	町自治会	北自治会	小園	壬生沢西
④道路・河川	(主要道路・主要河川の定義による)																

【参考】都市計画法に基づく用途地域以外の地域の類型指定に用いる地域単位の検討

